

許可番号 第0835004578号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 大 飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 2年 10月 6日

許可の有効期限 令和 7年 10月 5日

### 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 積替え(なし)
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類  
裏面別表のとおり 14種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7年10月 6日 新規許可

平成11年 4月13日 変更許可(特別管理産業廃棄物及び有害物質の種類の追加)

平成24年 3月14日 変更許可(特別管理産業廃棄物の種類の追加)

平成26年11月28日 変更許可(有害物質の種類の追加)

令和元年 9月 5日 変更許可(特別管理産業廃棄物の種類の追加)

令和 2年10月 6日 更新許可

令和 4年 8月 8日 許可証書換え(代表者の変更)

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

## 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類		取り扱う廃棄物の種類			積替え・保管の有無		無																													
					積替え・保管を行う産業廃棄物の種類																															
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容																															
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○			—																																
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○			—																																
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○			—																																
4 感染性産業廃棄物	—			—																																
5 廃P C B等	○	抜油後の微量P C B汚染廃電気機器等に残存するものに限る。		—																																
6 P C B汚染物	○	微量P C B汚染廃電気機器等に限る。		—																																
7 P C B処理物	○			—																																
8 廃水銀等	○			—																																
9 廃石綿等	—			—																																
10 廃P C B等、廃水銀等、廃石綿等を除く特定有害産業廃棄物																																				
廃棄物の種類	取扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	P C B	トリクロロエチレン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロプロパン	1,1-トリクロロエタン	1,3-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロエチレン	1,4-ジオキサン	セレン又はその化合物	ベンゼン	チオベンカルブ	シマジン	チウラム	1,4-ジオキシン類				
燃え殻	○	-			○ ○	○ ○																														
汚泥	○	-			○ -	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ -																														
廃油	○	-																																		
廃酸	○	-			○ -	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ -																														
廃アルカリ	○	-			○ -	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ -																														
鉛さい	○	-			○ -	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○																														
ばいじん	○	-			○ -	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○																														

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるものの、「-」は取り扱うことができないものを示す。

・積替え又は保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。